

備二第948号
平成20年5月29日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察特殊標章等の交付等に関する要領の制定について（通達）
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する身分証明書及び特殊標章の交付、使用等の要領を別添のとおり定め、平成20年6月1日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

岐阜県警察特殊標章等の交付等に関する要領

1 目的

この要領は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第158条第2項の規定に基づき、岐阜県警察本部長(以下「本部長」という。)、警備部警備第二課長(以下「警備第二課長」という。)又は警察署長が行う特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)の交付、使用等に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 交付

- (1) 本部長又は警備第二課長若しくは警察署長(以下「本部長等」という。)による特殊標章等の交付

ア 本部長による交付

本部長は、武力攻撃事態等(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。)第2条第2号に規定する武力攻撃事態及び同条第3号に規定する武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。)において、次に掲げる者に対し、その者の申請により特殊標章等を交付することができる。

- (ア) 岐阜県警察の職員(以下「職員」という。)で、国民保護措置(国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。)にかかる職務を行うもの

- (イ) 本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
(ウ) 本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 警備第二課長又は警察署長による交付

前記ア(ア)のうち、警察本部で勤務する職員の場合は警備第二課長が、警察署で勤務する職員の場合は警察署長が、それぞれ職員の申請により特殊標章等を交付することができるものとする。

- (2) 前記(1)の申請は、「特殊標章等に係る交付申請書」(別記様式第1号)により行うものとする。
(3) 本部長等は、人命救助等のために緊急を要し、申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たず特殊標章のみを交付することができる。

3 特殊標章等の様式等

- (1) 特殊標章の種類は、腕章、帽章、ヘルメット章、場所章、自動車章、自動二輪車章、航空機章又は船舶章とし、その色、材質及び制式は、それぞれ別記様式第2号から別記様式第9号のとおりとする。
- (2) 身分証明書の様式は、別記様式第10号のとおりとする。

4 身分証明書の有効期間

本部長等は、身分証明書の交付を受けようとする者が行う国民保護措置に係る職務若しくは業務又は国民保護措置の実施に必要な援助についての協力の内容その他の事情を勘案して、身分証明書の有効期間を定めるものとする。

5 身分証明書の書換え

- (1) 身分証明書の交付を受けた職員は、当該身分証明書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を本部長等に申し出て、その書換えを受けなければならない。
- (2) 前記(1)の申請は、「特殊標章等に係る書換え・再交付申請書」(別記様式第11号)により行うものとする。

6 特殊標章等の再交付

- (1) 特殊標章等の交付を受けた職員は、特殊標章等が著しくき損し、又は汚損した場合には、その旨を本部長等に申し出て、特殊標章等の再交付を受けることができる。この場合においては、き損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。
- (2) 特殊標章等の交付を受けた職員は、紛失、盗難又は滅失により特殊標章等を失った場合には、遅滞なくその旨を本部長等に申し出て、特殊標章等の再交付を受けなければならない。
- (3) 前記(1)及び(2)の申請は、「特殊標章等に係る書換え・再交付申請書」(別記様式第11号)により行うものとする。

7 特殊標章等の返納

- (1) 特殊標章等の交付を受けた職員は、次に掲げる場合には、本部長等に遅滞なく特殊標章等を返納しなければならない。
 - ア 対処基本方針(事態対処法第9条第1項の対処基本方針をいう。)が廃止されたとき。
 - イ 身分証明書の有効期間が満了したとき。
 - ウ 前記2(1)ア(ア)に掲げる者に該当しなくなったとき。
- (2) 前記6(2)の規定により特殊標章等の再交付を受けた職員は、失った特殊標章等を発見したときは、遅滞なく当該発見した特殊標章等を本部長等に返納し

なければならない。

8 台帳

警備部警備第二課（以下「警備第二課」という。）及び警察署に「特殊標章等を交付した者に関する台帳」（別記様式第12号。以下「台帳」という。）を備え、特殊標章等を交付した者に関する事項を記載し、これを整理保管するものとする。

9 特殊標章等の使用等

- (1) 特殊標章等の交付を受けた職員は、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務を行う場合には、特殊標章等を使用するものとする。この場合において、当該特殊標章が腕章であるときは上衣の左腕に装着し、当該特殊標章が帽章又はヘルメット章であるときには帽子又はヘルメットの右側に付け、当該特殊標章が場所章であるときには見えやすい場所に表示し、当該特殊標章が自動車章又は自動二輪車章であるときには自動車の上面及び両側面に付け、当該特殊標章が航空機章であるときには航空機の両側面に付け、当該特殊標章が船舶章であるときには船舶の見えやすい場所に表示するものとする。
- (2) 前記(1)の場合においては、身分証明書を携帯し、関係人から求められたときは、これを呈示しなければならない。

10 禁止事項

- (1) 特殊標章等の交付を受けた職員は、武力攻撃事態等における国民保護措置に係る職務を行う場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- (2) 特殊標章等の交付を受けた職員は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

11 貸与

- (1) 本部長等は、国民保護措置についての訓練が行われる場合において、必要があると認めるときは、当該訓練に参加する職員に対し、相当の期間を定めて特殊標章を貸与することができる。
- (2) 特殊標章の貸与を受けた職員は、武力攻撃事態等であると誤認させるような方法で、当該特殊標章を使用してはならない。

12 職員以外の者に対する特殊標章等の交付等

- (1) 本部長は、前記2(1)アの(イ)及び(ウ)として職員以外の者が特殊標章等の交付等の申請を行った場合には、その必要性を判断した上で、前記2の手續により、申請人に対し特殊標章等を交付等することができる。

なお、警備第二課長及び警察署長は、職員以外の者に対する特殊標章等の交付の事務は行えないことに留意しなければならない。

- (2) 本部長は、特殊標章等を交付した申請人に対し、前記5から7まで及び9か

ら11までの事項を説明するなどして遵守させるとともに、警備第二課に備える台帳に必要事項を記載し、特殊標章等を管理するものとする。

- (3) 警備第二課長又は警察署長は、職員以外の者に対する特殊標章等に係る事務（交付の事務を除く。）について、職員の場合に準じて対応するものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から運用する。

【別記様式省略】